

社会福祉法人善行会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善行会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、下記の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 役員等が評議員会及び理事会等に出席したときの費用弁償

1日 2,000円

(2) 監事が、監事監査を実施したときの費用弁償

1日 2,000円

(3) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときの費用弁償

1日 2,000円

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。